

一般社団法人 福岡県学校歯科医会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人 福岡県学校歯科医会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福岡市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、学校歯科保健に関する調査研究等を行い、学校保健の普及及び振興に努めることにより、次代の県民の健全な発育、発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校歯科保健に関する調査研究
- (2) 学校歯科保健に関する普及啓発
- (3) 学校歯科保健に関する研修会、研究発表等の開催
- (4) 学校歯科保健に関する広報、出版事業
- (5) 本会に顕著な業績のあった者及び団体を推挙又は表彰
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組 織

(加盟団体)

第 5 条 福岡県内の郡市区域を基準とし本会が承認した定款施行規則<別表 1>記載の学校歯科医が所属する団体を加盟団体とする。

第 4 章 会 員

(会員)

第 6 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 学校歯科医、及び幼稚園、保育所、認定こども園等の委託歯科医で加盟団体に所属する者。
- (2) 準 会 員 歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者を養成する大学あるいは専門学校等（以下、「医育機関」という。）に勤務する教育者。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して事業に協力する個人又は団体。
- (4) 名誉会員 本会に特段の功労のあった者。

(入会)

第 7 条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を加盟団体を経て本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 準会員・賛助会員は別に定める入会届を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3. 名誉会員は、会長が推薦し本人の意向を確認の上、理事会の承認を受けなければならない。

(正会員の権利)

第 8 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（代議員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）

(4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第 57 条第 4 項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

(7) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(8) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(9) 法人法第 246 条第 3 項の権利、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

2. 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に参加し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(準会員及び賛助会員の権利)

第 9 条 準会員及び賛助会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、本会の行事、学会及び講習会等に参加することができる。

(会費及び負担金)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、会費及び負担金を納入しなければならない。

2. 会費及び負担金の額及び徴収方法は、代議員会において定める。

3. 既納の会費及び負担金は返還しない。ただし、理事会が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

4. 特別の理由がある者については、理事会の議決を経て、会費及び負担金を減額、免除又は納入を猶予することができる。

(退会)

第 11 条 会員は、別に定める退会届を本会に（正会員は加盟団体を経て）提出することで退会することができる。

2. 会員は、次に掲げる事由に該当するときは退会をしたものとみなす。

(1) 加盟団体の会員たる資格を失ったとき、又は幼稚園、保育所、認定こども園等の委託歯科医でなくなったとき

- (2) 医育機関の職を失ったとき
- (3) 第10条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (4) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (5) 後見開始の宣告を受けたとき

(除名)

第12条 会員が本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をし、または定款、規則に違反する行為をしたときは、会長が代議員会の決議を経て、除名することができる。

- 2. 会長は除名の対象とされる会員に対し、代議員会の一週間前までに通知し採決前に弁明の機会を与えなければならない。

第 5 章 代 議 員

(社員)

第13条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

(代議員の選出)

第14条 加盟団体より選任された正会員をもって代議員とする。

- 2. 前項の代議員の数は、各加盟団体が毎年4月1日現在の会員数を翌年4月10日までに本会に報告した会員数で50人までは1人、20人又はその端数を増すごとに1人の割合で、加盟団体にて選任する。選任方法は正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行う為に必要な細則は、理事会において定める。代議員選挙は2年に一度6月末までに実施することとし、代議員の任期は代議員選挙により選出された後の最初の7月1日から2年間とする。

ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。

なお、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

- 3. 各加盟団体は選任した代議員の氏名を本会へ期日までに提出し選挙管理委員会は代議員の資格審査を行う。
- 4. 代議員は、第25条に規定する本会の役員を兼ねることができない。
- 5. 代議員が欠けた場合は新たに選任する。後任として選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6. 予備代議員は、代議員が緊急やむを得ない事由のため、代議員会に出席できないときは、その職務を代行する。この場合においては、予備代議員をもって代議員とみなす。
- 7. 予備代議員の数、選出方法は、第14条第1項から第5項の規定を準用する。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

- (1) 正会員の資格を失ったとき
- (2) 除名されたとき

- (3) 加盟団体の所属を変更したとき
 - (4) 辞任したとき
 - (5) 総代議員の3分の2以上が同意したとき
2. 予備代議員の資格の喪失は、第15条第1項の規定を準用する。

第 6 章 代 議 員 会

(種別)

- 第16条 本会の代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会とする。
2. 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第17条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 代議員会は、次の事項を議決する。
- (1) 会員の除名及び会員の身分に関する事項
 - (2) 会費、負担金の額及び徴収方法
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 役員の報酬支給基準
 - (5) 事業計画、収支予算書
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (7) 基本財産に関する事項
 - (8) 借入金（その年度内に償還するものを除く）に関する事項
 - (9) 定款の変更、規則の制定改廃
 - (10) 解散及び残余財産の処分
 - (11) 理事会において代議員会に付議した事項
 - (12) その他法人法及びこの定款に規定する事項

(開催)

- 第19条 代議員会は、定時代議員として毎年6月に開催するほか、必要と認めるときに臨時代議員会を開催する。

(招集)

- 第20条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。
2. 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的たる事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。
3. 代議員会を招集するには、会長は、代議員会の日1週間前までに、代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、代議員会に出席しない代議員が、書面により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議決権)

- 第21条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2. 代議員は予備代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は1名につき、1個までしか代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第22条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。議長は、議決に加わることができない。可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名及び代議員の資格の喪失
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

3. 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議長及び副議長)

第23条 代議員会の議長及び副議長は、別に定める選挙規則により、代議員の中から選任する。

(議事録)

第24条 代議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した代議員の中から選出された議事録署名人及び議長が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 役 員

(種別)

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上11人以内
 - (2) 監事2人
2. 理事のうち、1名を会長とする。
 3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
 4. 副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 5. 前項の他、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。
 6. 理事及び監事は、互に他を兼ねることができない。

(役員を選任及び解任)

第26条 役員は、代議員会において選任及び解任する。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5. 役員は、当該代議員会の当日において正会員として2年以上在籍した者の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第27条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
3. 専務理事は、会長の命をうけて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるときは、その職務を代理し、共に欠けたときは、その職務（本会を代表するものを除く）を代行する。
4. 常務理事は、会長の命をうけてその担当業務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め常務理事間で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。
5. 前各項に定める以外の業務執行理事は、会長の命を受けて会務を分掌し、予め理事会で決めた順位に従い、常務理事共に事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
3. 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
4. 理事及び監事は、任期満了、辞任後においても、第25条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が、心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるときには、代議員会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

第31条 役員は、有給とすることが出来る。

2. 報酬は代議員会で定める報酬支給基準に従って支払うことが出来る。

(責任の免除)

第32条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

第 8 章 理 事 会

(設置)

第33条 本会に理事会を置く。

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会の招集及びこれに付議する事項
 - (2) 代議員会から委任された事項
 - (3) 代表理事ならびに業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 本会の業務執行の決定
 - (6) 重要な財産の処分および譲受
 - (7) 会員の入会及び退会の手続きに関する事項
 - (8) 委員会の設置、運営、解散等に関する事項
 - (9) 諸規則等の制定、変更および廃止
 - (10) 顧問の委嘱に関する事項
 - (11) その他法令に定める事項
2. 前項第3号の会長の選定にあたっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(招集及び議長)

第36条 理事会は、会長が5日前までに招集手続きをし、議長となる。

2. 会長は、理事又は監事から理事会開催の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったときは、2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

(決議の方法)

第37条 理事会の決議は、過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれを行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事会における表決は、委任又は書面によることができない。
4. 第37条第1項から第3項の規定にかかわらず、法人法第96条による理事会の決議の省略の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令に定めるところによる議事録を作成する。
2. 議事録には、会長並びに出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。

第 9 章 その他の機関

(委員会の設置)

第39条 本会に委員会を置く。

(選挙管理委員会の設置)

第40条 本会に選挙管理委員会を置く。

第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載している財産
- (2) 会費及び負担金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て確実、安全な方法により会長が保管する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及び収支予算は会長が作成し、毎年度開始前の理事会の議を経て代議員会で承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算は、毎年度終了後、会長が次の第1号から第5号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第1号、第3号、第4号の書類については、代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 収支決算に剰余金があるときは、理事会及び代議員会の決議を経て、その全部又は一部を基本財産積立金に編入、又は翌年度に繰り越すものとする。
3. 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所の5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会解散時の残余財産の帰属は、清算法人による代議員会の決議によって定める。

2. 前項の規定により帰属が定まらない残余財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 補 則

(書類及び帳簿の備え付け)

第51条 本会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

ただし法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員・代議員の名簿
- (3) 役員・委員及び職員の履歴書と名簿
- (4) 財産目録

- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
- (7) 理事会、代議員会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) その他必要な書類及び帳簿

第 13 章 公 告

(公告)

第52条 本会の公告は、官報に掲載する方法にて行う。

附 則

1. 本会の設立初年度の事業計画、収支予算は、設立時総会の定めるところによる。
2. 本会の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
 - ①住所 福岡県田川郡福智町伊方 4487 番地 26
氏名 杉原 瑛治
 - ②住所 福岡県北九州市八幡西区石坂二丁目 7 番 3 号
氏名 三箇 正人
3. 本会の設立時の理事及び監事の氏名は、次のとおりとする。
 - ①設立時理事 杉原 瑛治
 - ②設立時理事 三箇 正人
 - ③設立時理事 平瀬 久義
 - ④設立時理事 柳迫 正俊
 - ⑤設立時理事 原野 啓二
 - ⑥設立時理事 有田 登志男
 - ⑦設立時理事 大塚 政公
 - ⑧設立時理事 松田 宏一
 - ⑨設立時理事 古賀 寛一
 - ⑩設立時監事 宮崎 禎之
 - ⑪設立時監事 倉員 孝昭
4. 本会の設立時の代表理事の氏名及び住所は、次のとおりである。
住所 〒822-1211 福岡県田川郡福智町伊方 4487 番地 26
設立時代表理事 杉原 瑛治
5. この設立時定款は平成23年6月11日から施行する。
6. この改正定款は令和7年4月1日から施行する。